

千葉市の提案について

平成30年9月19日

厚生労働省子ども家庭局保育課

千葉市の提案について

- 国家戦略特区において、千葉市から、3才未満児の定員を設定する保育園においては、0歳児の在籍人数に関わらず、1人に限り看護師等（保健師、准看護師を含む）を保育士とみなすべきとの要望あり。

（※）現行の設備運営基準においては、過去に乳児を一定以上入所させる保育園に看護師等の配置を求めていることから、当分の間の経過措置として、0歳児が4人以上在籍する保育園について、1人に限り看護師等を保育士とみなすことを認めている。

（※）保育園における保育士配置基準は以下の通り。

<u>0歳児</u>	<u>1:3</u>	3歳児	1:20
1・2歳児	1:6	4・5歳児	1:30

厚生労働省の見解

- ① 保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士による対応が基本。千葉市の提案については、0歳児保育が保育士不在で行われる恐れがあることから、受け入れは困難。

（※）0歳児の在籍人数が3名以下の場合、必要となる保育士数は「1名」であることから、千葉市提案では、「看護師等1名」で0歳児保育を行うことが可能となってしまう。

（※）千葉市指摘のとおり、小規模保育では保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができることとされているが、小規模保育においては、年齢別の配置基準に1名加えた人数を配置することとされており、保育士不在となることはない。

- ② 千葉市は、待機児童の解消に向けて取組を進め、成果を挙げておられるものと承知しており、現行の補助制度や、待機児童対策協議会の活用等により、引き続き取組を進めていただきたい。

（※）千葉市の待機児童数は平成29年に48人であったものが、平成30年には8人に減少

保育士と看護師の養成課程について

	保育士	看護師
研修・履修内容等	①乳児に対する養護に特に関連する科目 ・保育の心理学Ⅰ・Ⅱ（乳幼児がどのように発達するか） ・子どもの保健Ⅰ・Ⅱ（乳幼児の心身の健康をどう保つか） ・子どもの食と栄養（乳幼児の発育・発達と食生活の関連）	①乳児に対する養護に特に関連する科目 ・小児看護学（小児の保健・疾病等の理解及び看護知識・技術の習得）
	②乳児に対する教育に特に関連する科目 ・保育課程論（子どもの理解に基づく保育計画等の策定） ・保育内容総論（子どもの発達に即した生活や遊びの理解） ・保育内容演習（人と関わる力や表現力等の基盤構築） ・乳児保育（乳児の発育・発達を踏まえた生活と遊び）	②乳児に対する教育に特に関連する科目 ・該当無し
	③その他 保育原理、教育原理、児童家庭福祉、社会福祉、相談援助、社会的養護、保育者論、家庭支援論、障害児保育、社会的養護内容、保育相談支援、保育の表現技術、保育実習、実践演習、教養科目等	③その他 科学的思考の基盤、人間と生活・社会の理解、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、臨地実習、成人看護学、老年看護学、母性看護学、精神看護学、臨地実習、在宅看護論、看護の統合と実践、臨地実習

小規模保育事業における人員配置について

	保育所	小規模保育事業	
		A 型	B 型
職員数	0 歳児 3 : 1 1 ・ 2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 ・ 5 歳児 30 : 1	0 歳児 3 : 1 1 ・ 2 歳児 6 : 1 (3 歳児 20 : 1 4 ・ 5 歳児 30 : 1) + 1 人	0 歳児 3 : 1 1 ・ 2 歳児 6 : 1 (3 歳児 20 : 1 4 ・ 5 歳児 30 : 1) + 1 人
留意点	○ 上記の人数は全て保育士。 ○ 保育士の数は 2 人を下回ることはできない。 ○ 乳児 4 人以上を入所させる保育所は 1 人に限って看護師等を保育士とみなすことができる。	○ 上記の人数は全て保育士。 ○ 事業所は 1 人に限って看護師等を保育士とみなすことができる（乳児数の要件なし）。	○ 上記の人数の半数以上が保育士、保育士以外の者は市町村が行う研修修了者。 ○ 事業所は 1 人に限って看護師等を保育士とみなすことができる（乳児数の要件なし）。